

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）契約書

利用者様（以下「契約者」という）と、訪問看護ステーションあさがお（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は契約者に対し、介護保険法等の関連法のもとに、契約者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）訪問看護を提供し、契約者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

1. この契約書の契約期間は、契約締結の日から、利用者の主治医より発行される訪問看護指示書（特別看護指示書）の期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、利用者から文書による契約終了の申し出がない場合には、自動更新されるものとします。
2. 上記の期間満了目前に、新たな訪問看護指示書が発行された場合には、新たな訪問看護指示書の期間満了日までとします。
3. 前項の契約期間の満了日に継続して主治医より訪問看護指示書が発行された場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も準じて更新されるものとします。
4. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の訪問看護指示書の期間満了日までとします。

第3条（指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）訪問看護計画）

1. 事業者は医師の指示、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、契約者の日常生活の状況および希望を踏まえて、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画を作成します。
2. 事業者は、契約者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）訪問看護計画の変更等の対応を行います。

3. 事業者は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）訪問看護計画について、契約者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとしします。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図ります。

第5条（サービスの実施）

1. サービスの内容、利用回数等は事業者と契約者の合意によって決定するものとしします。
2. 契約者は、選任された訪問看護師の交代を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交代を申し出る事ができます。
3. 事業者は、訪問看護師の交代により、契約者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。
4. 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとしします。

第6条（サービス利用料金の支払およびその滞納）

1. 契約者は、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分を事業者を支払うものとしします。
2. サービス利用料金について、介護保険、医療保険の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとしします。
3. 事業者は、介護保険・医療保険の適用を受けないサービスがある場合は、予めその利用料について契約者に説明し、同意を得るものとしします。
4. 契約者は、利用料等の変更に応じられない場合は、本契約を解約することができます。
5. 契約者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月の期間を定める。期間満了までに利用料を支払わない場合は、本契約を解約する旨の催告をすることができるものとしします。

第7条（契約者の解除権）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

第8条（事業者の解除権）

1. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
 - 1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 2) 契約者による利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 3) 契約者が故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 4) 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

第9条（契約の終了）

1. 第7条の定めるところにより、契約者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時は、本契約を終了します。
2. 第8条の定めるところにより、事業者から解除の意思表示がなされた時は、本契約は終了します。
3. 以下のいずれかの事由で、サービスを提供できなくなった場合、本契約を終了します。
 - 1) 契約者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - 2) 契約者が死亡した場合
 - 3) 契約者に係るサービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第10条（事業者およびサービス従事者の義務）

1. 事業者およびサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

3. 事業者は、契約者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスの実施について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第 11 条（身分証明書の携行）

1. 専門職員は、常に身分証明書を携行し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも提示します。

第 12 条（守秘義務）

1. 事業者、サービス従事者または従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 13 条（サービス従事者の禁止行為）

1. サービス従事者は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の号に該当する行為をおこないません。
 - 1) 契約者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
 - 2) 契約者の家族等に対するサービス
 - 3) 飲酒および喫煙
 - 4) 契約者及びその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - 5) その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第 14 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条（苦情対応）

1. 契約者は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、契約者が申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 16 条（虐待防止）

1. 事業所は、重要事項説明書に記載のとおり利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じます。

第 17 条（身体的拘束等の適正化）

1. 事業所は、重要事項説明書に記載のとおり、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく身体拘束廃止に向けた取り組みを行い、必要な措置を講じます。

第 18 条（サービスの中止）

1. 事業者は、本契約の期間中、天災等の事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、契約者に対するサービス提供の義務を負いません。

第 19 条（協議事項）

1. 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法等その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

- ・上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各 1 通を保有するものとします。

以上